

学校法人修立幼稚園 こども園かける

私的契約一時預かり事業 利用規約

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

1. 一時預かり事業概要

本園では、就労・病気・出産・リフレッシュ等の理由により家庭での保育が困難な場合で、鳥取市委託の「一般型一時預かり事業」に該当しないお子さまを対象に、「私的契約一時預かり事業」を実施する。

2. 対象年齢

満 1 歳から小学校就学前

3. 定員

- こども園かけるの各学年定員の範囲内（総定員 222 名）
- または「育ちの広場ルリ」（地域子育て支援拠点施設）の一般型一時預かり枠内（定員 12 名）

4. 利用可能期間

① 週 3 日以上 6 日以下利用を最長 2 ヶ月間

② 週 3 日未満利用を最長 12 ヶ月間

※ いずれの場合も、その年度の 3 月 31 日をもって区切ります。

※ ①②を超える継続利用を希望し、かつ定員に余裕がある場合は、こども園かけるへの入園を推奨する。

5. 運営主体について

名称： 学校法人修立幼稚園 こども園かける（幼保連携型認定こども園）

住所： 鳥取市立川町五丁目 260 番地 6

電話： 0857-22-5855

Email： info@s-kakeru.ed.jp

6. 利用施設について

名称	所在地	電話番号	メールアドレス
こども園かける	鳥取市立川町五丁目 260 番地 6	0857-22-5855	info@s-kakeru.ed.jp
育ちの広場ルリ	鳥取市立川町五丁目 235 番地 1	080-4917-07671	ruri@s-kakeru.ed.jp

7. 利用時間と保育場所

利用可能時間：7:30～19:00

項目	時間	基本保育提供施設
早朝保育	7:30～8:15	こども園かける
基本時間	8:15～17:15	育ちの広場ルリ
延長保育	17:15～19:00	こども園かける

※ 土曜日、早朝保育、延長保育の利用には事前相談と前日までの連絡が必要

- ※ 日曜、祝日、年末年始、園が定める日は休園とする
- ※ 天災・感染症等により臨時休園とする場合がある

8. 利用料金

項目	金額	
	満3歳以上児	満3歳未満児
早朝保育	500円／15分	同左
基本時間	2,600円	4,000円
延長保育	500円／15分	同左

※ 基本時間料金は、給食費を含む

その他費用

項目	金額	備考
教材費	50円／日	利用申し込み日数分の請求

※ 特別な場合を除き、申込日数分の費用を翌月10日までに指定口座に振込、
または翌月15日に口座振替

9. 申込方法

以下の書類を記入の上、提出する。利用開始前に親子で面談を実施する。

- 私的契約一時預かり申込書
- 「私的契約一時預かり事業」利用契約書
- 個人情報取り扱いに関する同意書

10. 生活について

① 生活の流れについて

時間	内容
7:30	早朝保育開始（事前相談、事前連絡必要）
8:15	開所 → 登園、保育開始
9:45	排泄 → おやつ
10:00	主活動
11:45	排泄・給食
13:00	午睡（お昼寝）
14:30	排泄 → おやつ
15:00	自由遊び → 順次降園
17:15	保育終了 → 閉所、延長保育開始（事前相談、事前連絡必要）
19:00	延長保育終了

② 服装について

動きやすい服装での登園をお願いします。

③ 持ち物について

持ち物	対象	備考
箸、コップ、歯ブラシ	3歳以上児	巾着袋等にまとめて入れる
エプロン	3歳未満児	

着替え	全員	下着・上下服・靴下 1 セット以上
おむつ	必要児のみ	1 日利用で 6 枚程度、半日で 3 枚程度
水筒・帽子	全員	
ナイロン袋	全員	
昼寝用タオルケット	3 歳未満児 (3 歳以上児は希望者のみ)	掛け用、敷き用 1 組
ハンカチ・ティッシュ	全員	

④ 登降園について

安全確保のため、9:30 までに登園すると。

送迎中の事故・怪我については原則として保護者の責任とする。

車利用時には十分に注意すること。

⑤ 欠席等の連絡について

欠席、送迎の時間の変更等の連絡は、下記の時間までに必ず連絡。

○ 欠席等の連絡

当日 8 時 15 分まで→コードモンシステムによる連絡

8 時 15 分以降→コードモンシステムで連絡後電話連絡

○ お迎え時間変更の連絡

当日 12 時 30 分まで→コードモンシステムによる連絡

当日 12 時 30 分以降→コードモンシステムで連絡後電話連絡

※ 早朝・延長保育利用は前々日までの連絡が必要。

※ 連絡がない場合は、利用をお断りすることがある。

1 1. その他

利用人数や理由により、利用をお断りする場合や変更をお願いする場合がある。

万が一の事故等には、施設が加入する賠償責任保険を適用する。

1 2. 従業員の利用について

本法人および本園の従業員が、私的契約一時預かり事業を利用する場合は、以下のとおりとする。

⑥ 園業務に従事している時間帯における利用については、基本時間の料金を無償とし、給食費 420 円（1 日あたり）のみ徴収する。

⑦ 私的な理由（通院・私用・勤務時間外の利用等）による利用については、基本時間の利用料を通常料金の半額とする。

⑧ 早朝保育および延長保育の利用については、通常の利用者と同様の料金を徴収する。

この規則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する